

平成 23 年第 4 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 23 年 12 月 9 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	<p>ただいまの出席議員は、8 名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 4 回更別村議会定例会を開会いたします。(10 時 00 分)</p> <p>村長より招集の挨拶があります。</p>
村 長	<p>岡出村長</p> <p>本日ここに、平成 23 年第 4 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、師走の何かとご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>早くもこの 1 年の締めくくりの月となったところであります。</p> <p>今年を振り返ってみますと、3 月 11 日発生 of 東日本大震災に始まり、続いて春先の天候不順、夏場の猛暑、9 月の大型台風襲来とまさに災害の年となり、大変残念な年となってしまったところであります。</p> <p>しかし、村民皆様の東松島市への心温まるご支援や異常気象等の影響を受けながらも、更別農業は農業関係者の懸命な努力によって乗り切り、また更別村商工会も 50 周年を機に新たな一步を踏み出されたことなど、優しさの中にパワー溢れる村民に深く敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>しかしながら特に TPP 問題など、環境がより不透明感を増し、厳しい状況が予想されるものであります。培ってこられた村民の力を信じ、またその力をお借りして村政を進めなければならないと強く思っているところであります。</p> <p>本定例会におきましては、条例に関する案件 11 件、指定管理者指定の件 1 件、一般会計他 4 特別会計の補正予算につきまして、ご審議をいただくこととしております。</p> <p>また会期中に人事院勧告に基づくところの職員給与改訂案件を追加提案させていただくことといたしております。</p> <p>よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。</p>

議 長	<p>村長の挨拶が終わりました。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 (10時03分)</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、4番松橋さん、5番久門さんを指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、議会運営委員長報告を行います。</p> <p>さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。</p> <p>高橋議会運営委員長</p>
議会運営委員長	<p>議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。</p> <p>さきに、第4回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ12月1日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。</p> <p>その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から12月19日までの11日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。</p> <p>以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>委員長の報告が終わりました。</p> <p>なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。</p>
議 長	<p>日程第3、会期決定の件を議題といたします。</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日より19日までの11日間といたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は11日間と決定しました。</p>
議 長	<p>日程第4、諸般の報告をいたします。</p> <p>諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。</p> <p>次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。</p> <p>久門産業文教常任委員長</p> <p>(産業文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行った。)</p>
産業文教常任委員長	<p>これで常任委員会の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第5、一般行政報告を行います。</p>

一般行政報告は文書で配布されております。
なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

村 長

それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1点目の平成23年度建設工事進捗状況、100万円以上につきましては、お目通しを願うものであります。

2点目の更別村交通安全計画第9次の策定についてであります。

これにつきまして、経過等を申し上げますと、本計画につきましては、北海道交通安全計画との整合性を図って5年をひとつの期間として策定し、推進を行っているものであります。

今般、道計画の7月策定を受けて、更別村においても平成23年から平成27年度の5か年計画を更別村地域安全コミュニティ村民会議等からもご意見をいただいて策定したものでございます。

特に本村においては、平成21年8月1日の3名死亡という大きな事故を教訓に高規格道路の整備開通による対策を盛り込むとともに、交通事故死亡0日数、現在は850日を超えてございますが、2,000日を目標に掲げところでございます。

住民の周知につきましては、過日開催の区長会議等での説明を始めといたしまして、村のホームページ、あるいは年明け1月号広報にて周知を図ることといたしているものであります。

計画の内容につきましては、お目通しを願うものでございます。

3点目の南十勝消防事務組合ドクターヘリの運用開始についてでございますが、これまで南十勝エリアがドクターヘリの空白地域であったわけではありますが、平成23年12月1日より運用開始となったところであります。救急車とのランデブーポイントにつきましては、更別のランデブーポイントにつきましては、更別運動広場といたしているところであります。

詳細につきましては、別紙2をご参照いただきたいと思いますと思っております。

以上、口頭にて補足説明といたします。

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

阿部教育長

教 育 長

口頭で補足説明をさせていただきます。

平成22年度更別村教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてでございますが、平成20年4月1日に改正、施行されました地方教育行政の組織と運営に関する法律によりまして、本件提出のとお

り点検評価・報告書を作成をいたしまして、議会への提出並びに公表が義務付けられましたことに伴いまして、更別村教育委員会といたしまして 22 年度の活動状況等について点検評価を行いまして、報告書にまとめましたので、議会に提出するものでございます。

報告書の内容につきましては、説明を省略させていただきますが、ご覧をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議 長

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

日程第 7、議案第 65 号、更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 65 号、更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例制定の件でございます。

更別村ごみの散乱等の防止に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、更別村における良好で快適な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしましては、1といたしまして、村、村民等、事業者及び占有者等が一体となって、ごみの散乱、飼い犬等のふん害を防止する。2といたしまして、村、村民等、事業者及び占有者等の責務を明確化し、禁止行為を行った場合、村は、勧告、命令及び立入調査並びに命令に従わないものの氏名等の公表ができるというような内容になってございます。

特に農村地でございます本村にありましては、今後、より安心・安全な食糧基地として美しくクリーンなイメージ作りが重要と考えているところであります。

別紙には規則の資料も提出してございますが、条例案の詳細につきましては、上田住民生活課長より補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、以上、提案説明といたします。

議 長
住民生活課長

上田住民生活課長

(議案第65号、更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例制定の件について補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番 堂 場 議 員

議長動議。

議 長

6 番 堂 場 さん

6 番堂場議員

ただいま、議題となっております、議案第 65 号、更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

議 長

各位のご賛同をお願いいたします。

ただいま、6 番堂場さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議題となっております議案第 65 号、更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号、更別村ゴミの散乱等の防止に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長

日程第 8、議案第 66 号、更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第 66 号、更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、平成 24 年 4 月 1 日から、診療所における勤務体制を 2 交代制とすることから、夜間看護手当の設定が必要となりまして、この条例を制定するものであります。

2 の改正の要旨といたしましては、1 点目は、第 2 条第 6 号に夜間看護手当の項目を加えるということ、2 点目は、第 8 条に夜間看護手当を加えることによりまして、第 8 条以下を繰り下げるという内容でございます。

次のページをお願い申し上げます。

更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の現

行と改正後の対比表でございます。

これまで現行は別に定める規則によりまして、宿日直手当を支給して業務にあたってございましたけれども、今般2交代制とすることから、改正後の(6)にありますように夜間看護手当を追加するということがあります。夜間看護手当の内容でございますが、第8条として、夜間看護手当は診療所に勤務する看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜、深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までの間をいうものでありますが、深夜勤務において行われる看護等の業務に従事した場合に支給するということがあります。

2項といたしまして、前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とするものであります。

(1)としまして、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は6800円、(2)その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額とするものであります。アといたしまして、深夜における勤務時間が4時間以上である場合3,300円、イといたしまして、深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合は2,900円、ウの深夜における勤務時間が2時間未満である場合は2,000円とするものであります。

従来は宿日直手当を1日7,200円を支給してございましたが、今般の改正によって、これが総体的には少なくなったということになってございます。

第9条以下は、条項をそれぞれ繰り下げていくということでございます。

次のページをお願い申し上げます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するというようにしてございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第66号、更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長
村 長

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第9、議案第67号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長
議案第67号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件であります。
更別村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。
1の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。
2の改正の要旨であります。1点目として、村民税等の不申告及び不提出に関する過料を3万円以下から10万円以下に改める。又、たばこ税、特別土地保有税の不申告に関する過料として10万円以下を新設するというものであります。
2点目といたしまして、村民税に係る寄附金税額控除の適用対象事業所を別表第1に、又、住民福祉の増進に寄与することを目的とした特定非営利活動法人で条例で定める事業所を別表第2にそれぞれ規定をいたしまして、寄附金税額控除の適用下限額及び控除額を地方税法第314条の7第1項の規定する額に改めるということであります。
3点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例を地方税法附則第6条第4項及び同条第5項の規定によるものとし、適用期限を平成24年度から平成27年度に改める。期間を延長するというものであります。
4点目、新築住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者が申告書に添付すべき書類等について、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の認定を受けたと証する書類等から登録を受けた書類等に改めるということであります。
5点目、個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る特例、源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の特例及び条約適用配当等に係る特例の適用期限を現行から2年間延長し、平成25年12月31日に改めるということであります。
6点目、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日を平成25年1月1日から平成27年1月1日に改めるということの内容としております。
なお、改正の詳細につきまして、上田住民生活課長に補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議 長 上田住民生活課長
住民生活課長 (議案第 67 号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

議 長 この際、暫時休憩いたします。 (10 時 55 分)
議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 10 分)
議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

4 番松橋議員 4 番 松橋さん
字句の説明を求めたいのですけれども、第 133 条から特別土地保有税が免税になる、このことについて説明を願いたい。
特別土地保有税というものと、なぜそれが免税になるのかお願ひします。

議 長 上田住民生活課長
住民生活課長 まず特別土地保有税というものは、地方税法の中で土地の所有、取得者に対して土地の所在する市町村に特別土地保有税を賦課することが出来るということでありまして、更別村においては、面積としては 10,000 平方メートル、1 ヘクタール以上を取得した場合や保有した場合に税金がかかるという制度でありまして、これが地方税法の改正に伴って説明いたしましたけれども、現在の状況ですけれども、平成 15 年度から新規課税が停止されているということで、国の方では特別土地保有税に関しては適用されていないということで更別村においても適用していない状況であります。ただ、地方税法ですから文言だとか、そういったものが整理されて提出されようと、条例の改正が必要になるということで今回改正したということでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 67 号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 10、議案第 68 号、更別村体育指導委員設置条例及び更別村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 68 号、更別村体育指導委員設置条例及び更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村体育指導委員設置条例及び更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしましては、スポーツ基本法の施行に伴い、体育指導委員の設置に関する所要の改正を行うものであります。

2の改正要旨といたしましては、体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるということでございます。

次のページをお願い申し上げます。

次のページが改正する条例本文でございます。

現行は更別村体育指導委員設置条例となっておりますが、これを更別村スポーツ推進委員設置条例に変えるということでございます。

以下、体育指導委員をスポーツ推進委員にそれぞれ改め、また条文の整備を行うということでございます。

次のページをお願い申し上げます。

次のページは、報酬に関する条例の一部改正でございますが、現行、中段以下に体育指導委員とございますが、これをスポーツ推進委員に改めるということであります。

これにつきましては、附則といたしまして、1として、この条例は、平成24年4月1日から施行するというようにしてございます。

2の経過措置でございますが、この条例の施行日において、改正前の更別村体育指導委員設置条例第3条の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後の更別村スポーツ推進委員設置条例第3条の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第7条第1項の規定に関わらず、この条例の施行日における体育指導委員の残任期間と同一の期間とするということでございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

議論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)
 議 長 これでは議論を終わります。
 これから議案第 68 号、更別村体育指導委員設置条例及び更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)
 議 長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
 議 長 日程第 11、議案第 69 号、更別村運動広場設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 岡出村長
 村 長 議案第 69 号、更別村運動広場設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。
 更別村運動広場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。
 1 の理由といたしまして、教育行政財産である更別運動広場ゲートボール場の用途廃止に伴い、この条例を制定するものでございます。
 2 の改正要旨といたしましては、更別運動広場の主な施設の名称からゲートボール場を削るというものであります。
 次のページをお願い申し上げます。
 改正条例の本文でございますが、現行、更別運動広場の主な施設の名称の中にゲートボール場が入っておりますが、これを削るということでございます。
 この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。
 以上、提案説明といたします。
 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。
 6 番 堂場さん
 6 番堂場議員 ただ今の説明の中でゲートボール場を廃止にしたあとの跡地をどのように活用するのか1点お聞かせ下さい。
 それと運動広場の中にパークゴルフをするところがありますが、あれは多目的広場の中に含むという意味なのか。
 なぜここに載っていないのか2点お願いします。
 議 長 三好副村長
 副 村 長 まず1点目の跡地活用の件ですけれども、この件につきましては基本的に現在の運動広場の機能向上ということで考えてございますけれど

も、並行して進めてございます更別村市街地活性化計画事業の部分で活用出来ないのかということで現在検討中でございます。

2点目の部分でございますけれども、教育委員会で答弁をお願いいたします。

議 長
教 育 長

阿部教育長

更別運動広場のパークゴルフコースの関係についてご説明いたしますが、あのパークゴルフにつきましてはあくまでも仮設といいますか、使用料も取っていない形の中で芝生管理の中でそのまま使っている形でございます。施設の中味といたしましては、ジョギングロードの周辺の芝生にそのまま置かせていただいて使っているという形でございますので、この中の主な施設の名称には入っていないということです。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第69号、更別村運動広場設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第12、議案第70号、更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第70号、更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1の理由といたしまして、更別村国民健康保険診療所の使用料及び手数料について、管内公的医療機関との整合性を図るため、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定するものであります。

2の改正要旨でございますが、主にここに記載をさせていただきました5点でございます。

この改正につきまして、別添にて十勝管内公的医療機関の使用料等の一覧を資料として提出しているところでございますが、内容につきまして

ては次のページから改正文にて示してございますが、これがだぶりますので改正の詳細につきましては、金曾診療所事務長に補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議 長
診療所事務長

金曾診療所事務長

(議案第70号、更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。
これから議案第70号、更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第13、議案第71号、更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第71号、更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1の理由といたしましては、し尿処理の手数料につきましては、平成9年4月に改定して以来、15年間据え置いてきたところであり、この間、更別市街地の公共下水道、上更別市街地の農業集落排水、農村部の個別排水処理施設の整備によって、し尿汲み取り量が激減しているところでありまして、1件当たりのコストが増大しているということであり、これにつきましては、3年毎の見直しの中で今年見直しの3年目にあたりますことから、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定しようとするものでございます。

別添に資料といたしまして、管内市町村別のし尿汲み取り料金表を提出してございますが、管内、特に近隣村の状況等も参酌をさせていただ

だいて、この度の改正としたものでございます。

2の要旨としては、し尿処理手数料を次のように改正する。1として、基本料400リットルまでの基本料を2,120円から2,800円に改正する。2として、基本料400リットルをこえ50リットル増すごとの基本料金を265円から350円に改正するという内容になってございます。

次のページをお願い申し上げます。

改正する条例の本文でございますが、現行と改正後の対比表をもってお示しをしておりますが、先程の説明のとおり、400リットルまで2,120円となっておりますのを2,800円に改める。また400リットルをこえ50リットル増すごとに265円を350円に改める。従って、1リットルあたり5円30銭であったものが1リットルあたり7円にさせていただきたいということでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するというを附則にうたっております。

議案第71号で、更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の次に、また一部を改正する条例と文章の重大な誤りがございまして、これにつきましては、条例の一部を改正する条例までを削除していただきたくお願い申し上げます。

誠に申し訳ありません。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第71号、更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、議案第72号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 72 号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件で
ございます。

更別村公園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する
ものでございます。

1の理由でございますが、どんぐり公園プラムカントリーパークゴルフ
場の利用者が減少しているため、利用者により利用しやすい料金体系
を整えるべく、更別村使用料等審議会の答申を受け、どんぐり公園プラ
ムカントリーパークゴルフ場の使用料を改定するものでございます。

2の改正要旨でございますが、別添にて管内のパークゴルフ場料金一
覧を提出してございますが、当該施設におきましては平成24年4月1日よ
り指定管理者制度により管理運営を図ることとしておりますが、利用者
の増が課題となっていることとございまして、管内の状況等を参酌して
今回改正するものであります。

改正の1といたしましては、個人使用料のうち、小中学生の区分を廃
止し、高校生以上の使用料を300円から200円に改める。2点目は、個人
使用料の回数券、11回券及びシーズン券並びに団体使用料、30人以上の
設定を廃止する。3点目では、共通シーズン券を10,000円から5,000円に
改めるという内容となっております。

次のページをお願い申し上げます。

改正条例の本文でございますが、現行と改正後の対比表でございま
すが、現行、個人、小中学生は100円、高校生以上は300円となってい
るものを改正では高校生以上1日200円に統一する。そして小中学生は無料に
するということになってございます。回数券につきましては廃止、団体
1日小学生50円、高校生以上200円につきましても廃止をする。シーズン
券におきましては、現行7,000円となっておりますが、これを廃止して
共通シーズン券、1本にしたいということとありまして、現行共通シー
ズン券は10,000円でございますが、これを5,000円に改めるというこ
とであります。

この共通シーズン券はさらべつカントリーパークとの共通でござい
まして、この振り分けにつきましては、プラムカントリーが3,000円、
カントリーパークが2,000円の割合を考えているところでございます。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するというこ
とにさせていただきます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

7番 本多さん

7番本多議員

前回の臨時会で指定管理者に出来るという条例改正をしたわけ
ですが、使用料に対してもその指定管理者が決めて村長が認めればよろしい

というお話があったと思うのです。そういった中で今、利用者が少ないということで、回復のためにというお話ですけども、別にわざわざ条例を改正しなくても、指定管理者の裁量の中でやれると思うのですけれども、それについてお伺いしたいと思います。

議 長
村 長

岡出村長

現行の条例の中にも範囲内で指定管理者が特別に料金を下げてやるという方法は出来ることになってございますけれども、更別村の場合、管内でも1、2位に高いというイメージがあるわけです。このことにつきましても、やはり条例上においても競争出来るような環境に整えるということが私は大変重要ではないかと思っております。その中で値下げした減収分につきましては、それぞれの指定管理者がそれぞれご努力をいただいて値下げ分をカバーするような人を集めていただきたい。本当にこれはそういう展開を図っていかねばこの先、このパークゴルフ場の運営についても厳しいのではないかと考えているところであります。そして多くの人の利用がなければ、関連する収益にも影響しますので、これは企業努力の中で精一杯やっていただきたいという思いを込めて今回、提案させていただいたところであります。

ご質問の内容は十分理解してございますけれども、条例上においても内外にきちんと示すということが大事だと思っております。今回の改正となったところでございます。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

答弁については大変か、理解出来るわけですけども、300円とかシーズン券10,000円というのは村内の負担については、この改正によって広報等でわかると思うのですけれども、村外の人については高いというイメージがもう多分ついていると思うのです。そういったことで周知をどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

議 長
村 長

岡出村長

今度、カントリーパークの方も議案を提出させていただきますけれども、指定管理者制度の切り替えから始まりますし、プラムカントリーについても指定管理者制度を取り入れていくということの中で、これは徹底したピーアール活動をしなけりばならないと思っております。ございまして、私ども指定管理者、また村と一体となって連携してこういう更別村への呼び込み作戦、利用増をやはり新聞紙上使ってだとか、色々な方法でやっていかねばならないと思っておりますので、最大限のピーアールに努めていきたいと思っております。

議 長
議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)
 これで討論を終わります。
 これから議案第 72 号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 15、議案第 73 号、さらべつカントリーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 岡出村長

村 長 議案第 73 号、さらべつカントリーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。
 さらべつカントリーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。
 1の理由といたしまして、来年度ミニコテージを供用開始するために、施設使用料を新たに設定いたしまして、今まで料金表上、コテージ及びこれに類するものに包括されていた、トレーラーハウスの料金を設定するものであります。またパークゴルフ場の利用者が減少しているため、利用者により利用しやすい料金体系を整えるべく、更別村使用料等審議会の答申を受けて、さらべつカントリーパークの使用料を改定するものであります。
 2の要旨でございますが、記載の4点でございますが、これについてはお目通しを願うことといたしまして、次のページにて説明をさせていただきます。
 1枚めくっていただきまして、これが改正する条例の本文でございますが、現行、オートキャンプ場のコテージ及びこれに類するものとして、1棟又は1台1泊又は1日につき、18,000円ということで、これはコテージとトレーラーハウスを包括してこういう料金体系を立てていたわけですが、今回、ミニコテージが加わりましたので、これを分けて規定するのがよろしいということで、今回の改正となったところであります。コテージにつきましては、1棟1泊又は1日につき18,000円、ミニコテージにつきましては、1棟1泊又は1日につき14,000円、トレーラーハウス、1台1泊又は1日につき12,000円と改正をさせていただきたいと思っております。
 パークゴルフ場でございますが、それぞれ現行で規定をさせていただいたところでございますが、先程のプラムカントリーのところでも申し上げましたとおり、使用料については、高校生以上、1日につき150円と1本に統一をさせていただくということでございます。

次のページにも共通シーズン券、これまで高校生以上4,800円と単独で料金を持ってございましたけれども、先程の条例改正でもご説明申し上げましたけれども、共通シーズン券に統一するという事で改正をさせていただきます。と思っております。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するという事にしてございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

5 番 久門さん

5 番久門議員

指定管理者がカントリーパークに決定されました。資料を見ているのですが、カントリーパークの今までの委託料、カントリーパークについては、2,500千円でずっと来ています。この料金は変わっていないということですが、委託料は変わっていないのですが、使用料を村で下げましたが、それに伴って収入が落ちてくると思います。今までどおりに入ってきてても人数が減ってくると思うのですけれども、それに伴ってカントリーパークの使用料が落ちてくるだろう。色々とコテージの関係もありますけれども、そういう点では管理委託料というのは3年間、2,500千円で変わっていかないのですか。

議 長
村 長

岡出村長

カントリーパークの指定管理者の経理内容は、キャンプ場に関しては赤字になっていないのです。ただ道の駅が厳しいという状況にあるわけです。このカントリーパークの料金体系の中でパークゴルフ場の部分については、本当に収入的には大きな収入となっていないということでありまして、この減収部分については、人を集めることに尽きると思っております。経営努力の中でカバーしていただいて、特に今回の値下げによって委託料を増やすということは私は考えていないところであります。ただ、カントリーパーク、道の駅を含めて集客を増やすということは物販の売り上げ等も含めてお互いに戦略を持っていかなければならないと思っております。この利用料につきまして、今般の改正によって委託料を左右するものではないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長
5 番久門議員

5 番 久門さん

指定管理によりまして3年間委託料が変わらないということなのですが、社会情勢だとか交通アクセスの関係で良い条件になっていかないのではないかと考えています。今まで以上に利用者を増やす。カントリーパークの主な収入源は宿泊施設が主なのです。それでも料金が下がることによって、利用されても下がってくると思います。なおかつ、社会の情勢というのが高規格道路の関係も影響すると思うのです。3年間

そのままやるということは先行きに不安があるのではないかと思います。そこのところを情報拠点施設の方で上乘せされているようですが、全体で見ますと、ここのところも交通の流れがすごく大きく影響する施設ですので、物品販売だとか食堂だとか、かなり不安要素が高いと私は思っています。たまたまパークゴルフ場につきましてはコテージを新しくしたからそのピーアールをしながら少しでも集客を願うという村長の趣旨もわかるけれども、指定管理者にして委託契約だったら年々事業の見直しも出来ませんが指定管理にした場合、これはされているから仕方ないのですけれども、そこのところが加味されていないのかなと思って、それは村長は大丈夫だろうと思って指定管理者と村との話し合いの中で決めてきたのだらうと思えますけれども、もう1度その辺の考え方をお聞かせ願います。

議 長
村 長

岡出村長

私どもは指定管理者に持っていくために、いかに集客、ピーアールについて有利な方向に持っていくかということを経務と考えております。従って指定管理者とともにこれらの施設のピーアール、また入込客の増加を図っていく努力はしていかなければならないと思えます。ただし、色々な条件が今、急速に変化してございますので、その中で指定管理者制度もある程度落ち着いているところについては5年という考えがあって、5年の指定管理者制度を設けているようではありますが、私のところは今回3年間という中で決めさせていただいたところでありまして。そういう考えで進めていきたいと思っております。

ただし、これまでのようにこれはもうパークゴルフ場にしてもカントリーパークにしても道の駅にしても3年が勝負どころだと思っております。そのために新たな展開に要する経費については見ますけれども、従来のような委託料については据え置き、または少しは経営努力の中で縮減をしてもらいたいという中で私は進めていくことが重要でなかろうかと思えます。それからこういう時代には職員共々心機一転して頑張らなければ乗り越えられないと思っておりますので、新たな発想の中でやっていただきたい。そして有効な新たな対策が出た場合は契約を変えてでもやることはやぶさかではないと思っておりますので、更別村において農業、商業も皆勝負どころではないかと思っております。お互いに頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長
5 番久門議員

5 番 久門さん

村長の考えておられることもよくわかるのですが、指定管理者にして3年間、特別なことがなければ従業員には働いてもらえるという部分もあろうかと思えますけれども、今の社会情勢が変わってきます。例えば年度途中であっても特別なことが起きた場合には変えられるようになっているのですか。

議 長

質問の内容が指定管理者にずれていっている気がするのですが、それ

議
村

長
長

でよろしいですか。

岡出村長

委託を受けて、委託だけをやっているということにつきましては、私は発展性がないと見ているのです。

指定管理者を受けて管理以外に色々な発想の中で展開をしていくのがこれからの重要なことでなかろうかと思ってやっているわけで、新たな挑戦につきましては村も合意していかなければなりませんし、経済状態が大きく変動する、物価の高騰等は起き得るわけでありますので、条件が大きく変化した時には委託料の見直しというものは可能でありますし、していかなければならないと思っているところであります。

指定管理者の方まで質疑が及びましたので、その辺はよろしく願いしたいと思います。

議

長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議

長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第73号、さらべつカントリーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

この際、昼食のため13時30分まで休憩いたします。(12時05分)

議

長

休憩前に引き続き会議を開きます。(13時30分)

議

長

日程第16、議案第74号、更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村

長

議案第74号、更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由であります、行政財産である定住化促進住宅上更別1について、老朽化等により今後の利活用が難しいことから、行政財産の用途を廃止することに伴い、この条例を制定しようとするものであります。

2の改正の要旨であります、別表第1及び第2から、定住化住宅上更別1を削るということでございます。

当該住宅につきましては、現在入居されておられる方がおりますけれども、平成24年3月までに退去されることとなっているところであります。その後は上更別グループホームの元気の里、改築用地として取り壊しの上、この土地は利用されていくということでございます。次のページをお願い申し上げます。

改正条例の本文でございますが、現行、中程の1番に定住化住宅上更別1とございますが、これを改正後では削るということでありまして、従って定住化住宅につきましては2戸になっていくということでありませ

す。この条例につきましては、平成24年4月1日から施行するをいたしております。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第74号、更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、議案第75号、更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第75号、更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしましては、助成対象期間を撤廃し民間賃貸住宅の建設を促進し、もって本村への定住化の推進を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

2の改正要旨であります。助成期限である平成23年度までを削り、

助成対象期限をなくし、必要に応じ毎年度予算で措置することとするものであります。

この条例につきましては、期限付きの条例でありまして、そういうことから条例が成り立っているわけでありましてけれども、今般の情勢から見て必要が出た場合、即対応出来るように予算措置の中で運用を図ってまいりたいということから、今般の改正となったところであります。

次のページが改正条例の本文であります。現行、第4条中、平成16年度から平成23年度までの8年間に限りとなっているものを、この度削りまして、期限を取り除くということでありまして、

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第75号、更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、議案第76号、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第76号、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件であります。

更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者を次のとおり指定しようとするものでございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパーク。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社さらべつ産業振興公社、代表取締役、三ツ山 忠であります。

3、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とするものであります。

理由であります。更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

当該施設の管理、運営につきましては、平成18年度より同社に指定管理をさせているところであります。この度の指定にあたっての経過、評価、審査等について笠原産業課長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長
産 業 課 長

笠原産業課長
(議案第76号、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件について補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから議案第76号、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第19、議案第77号、平成23年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長
議案第77号、平成23年度更別村一般会計補正予算(第5号)、の件でございます。

平成23年度更別村一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによるものであります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,829,447千円とするものであります。

以下につきましては、ご参照いただきたいと思ひます。

この度の補正におきまして、主なものといたしましては、地方バスの運行確保に関する経費の補正、子ども手当制度の改正によります関連補正、本年、灯油価格がリッター90円近くに上昇しておりますので、福祉灯油を実施してまいりたい関連の補正であります。防災対策備品備蓄の充足関係、これまでの執行に係る執行残、今後必要となる関係予算の追加等となっているところであります。

なお、内容等につきましては、三好副村長に補足説明をいたさせまので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、提案説明といたします。

よろしくご審議方お願ひ申し上げます。

議 長
副 村 長
議 長

三好副村長
(議案第77号、平成23年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件について、補足説明を行った。)

これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

5番久門議員

5番 久門さん
委託契約の中で除草剤を使ってもいいのかということで、私も見たら一部使っているところがあったのです。公園管理について管内でも色々と議論されておりますが、更別村はどのように委託しているのかお伺ひします。

議 長
産 業 課 長

笠原産業課長
基本的には除草剤は使わない方針ですが、やむを得ない箇所がございますので、そこは少々対応しているという現状がございます。

議 長
5番久門議員

5番 久門さん
やむを得ない場所はわからないのですが、私は気づいたことはバンカーの縁なのです。西コースの一番のティーショットをするところで右側にバンカーがあるのですが、そこに除草剤がかかっています。大会の時にも言われたのですが、特に公共の公園の中でパークゴルフの子供達も出入りする中でありますから、除草剤は使わないのが正しいのかなと私は思っていたのですが、私も村で道路維持管理を担当した時に除草剤を使ったこともあります。その時にも議員さんから怒られて、それからは小さい子供達の通路だとかでは使わないというふうにしてきたのですけれども、村の考え方を徹底しておいた方が良くと思ひますがどうですか。

議 長
産 業 課 長
議 長

笠原産業課長
ご意見をいただきましたので、新年度から検討したいと思ひます。

4番松橋議員

4番 松橋さん
子ども手当、国の方針が変わりまして、減ってお金も来ないという説明でシステムが変わったから3,150千円かけました。それで交付金が来

議長
住民生活課長

たということで、更別村の子ども手当の内容をわかりやすく説明して下さい。今、どれだけの人が子ども手当を受けて村の持ち出しは今回なかったという理解でいいのですか。交付金が減ったからその分減らしたという考え方でいいのですか。機械の更新に3,150千円かかりましたから3,150千円来たという考え方でいいのか。

上田住民生活課長

更別村における子ども手当の対象者ですけれども、当初、0歳から3歳までが66名ということで予算化しておりました。結果的には現在、73名で7名予算より多くなった。3歳から小学校までが235名で見えておりましたが225名ということで10名減、中学校が103名で当初見ていたのですけれども101名です。これは2名減で7合わせますと当初は404名、それが現在399名ということで人数的には5名の減に終わっているということであります。

先程も子ども手当についての説明はされたかと思うのですが、その中で今年の10月から大幅に改正がなったということでございます。金額的には、0歳から3歳までが20,000円から15,000円に切り下がった。3歳から小学校終了前で13,000円が1子から2子までが10,000円、3子以降が15,000円ということで、そのような改正になりました。中学生に関しては13,000円から10,000円に減額されている。従いまして人数的にはそんなに変わりませんが中味が変わったということで、大幅な金額が改正されているということであります。

それと先程のシステムのことですが、本来改正がなければ現況届だけで毎年終わるのでございますけれども、今回の法改正に伴って全員の方の改めて申請書が必要になったということがございます。それでシステム開発が必要になったということで2月の支給に向けてそれぞれ各家庭に文書が行って今、申請を受けている最中であります。1月10日くらいまでに出していただかなければ2月の支給には間に合わないということで事務を進めているところです。

村の金額は今回の改正で村の持ち出しは0歳から3歳までが被用者と非被用者に別れますが、被用者が15分の1、非被用者が9分の2、3歳から小学校終了前が第1子から第2子、6分の1、第3子が9分の2ということで、ものすごく細かく分かれて市町村の持ち出しがあるということでございます。

今回の3,150千円の補正の中味については、100%、地域子育て創生事業補助金で全額補助金をいただく形になっております。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

今聞いてびっくりしたのですけれども、もうちょっと簡単にもらっているものだと思っていました。これはこれだけ経費かけてあれするなら素直にあげた方が良いでしょうな話に取れてしまうのですけれども。それで3月15日になると税金が来るのですけれども、控除の方はどうなってい

るのですか。今まで中学生なり高校生なりは控除があって、それは引き続き残っているのですか。

議 長
住民生活課長

上田住民生活課長

記憶で申し訳ないのですけれども、特定控除の部分が今回改正になるということで、確かそのはずでした。

考え方は子ども手当の部分で1年前に税改正されましたが、それがそのまま生きています。ただ特定の部分だけ、22歳までの部分が改正になった。先程説明し忘れましたが、今回の子ども手当の改正は来年の3月いっぱいまでの期限付きの法案なのです。ですから来年4月以降に関しては新たにどんな形で出で来るのかはわかりませんが3月31日までという話であります。

議 長
村 長

岡出村長

この件に関しましては、本当にはらわたが煮えくり返っているような思いでありますので、ちょっと言わせてください。

こういう制度はある程度長い期間の恒久的な制度にしてもらわなければ、本当に市町村はたまったものではない。そしてコンピュータ社会になったばかりにシステム改修で本当の実になるお金という使い方にはなっていない。ですから私達もこういうものについては国の方に強く申し上げなければならぬし、こういうことを地方に押し付けられたらたまったものではないという感じであるわけでありまして、議員さんと同じように腹が立っているものですからちょっと申し上げさせていただきます。

このことについては、実になる金遣いを求めていかなければならないと思っています。

議 長
3番赤津議員

3番 赤津さん

広尾線のバスについてお伺いしたいと思います。

総体では18,000千円位で、確か去年くらいから赤字が出てきていると思います。今後の見通しというか、こういった会議の中で先をどういうふうに読んでいращやるのか。確か新聞を見ると総体で20倍くらいの赤字になっていると書いてありました。これからどんどんこういったものが出で来ると、相手のあることですが、そういった会議の中で見通しをどのように考えていращやるのか。

それと福祉灯油で基準を明確に教えて下さい。どういう世帯に行くのかということをお村民の皆さんにわかりやすく説明していただきたいと思っています。

議 長
副 村 長

三好副村長

1点目の広尾線バスの村補助金の部分からご説明させていただきたいと思っています。これにつきましては、国、道、村、3者が揃って助成するというような制度でございます。助成補助につきましては、平均乗車密度だとか、そういったものを国、道の負担、町村の負担が定められ

ているというようなことをごさいます。その中で昨年もそうだったので
すが今年平均乗車密度が4.7ということで通常の市町村負担より上乗
せする形で補助金を出さなければならないというような制度内容にな
ったところをごさいます。23年実績につきましては広尾線で赤字が
101,634千円というような状況になってごさいます。そのうち、国、道
で負担する部分が83,045千円ということをごさいます。残りの18,589
千円を市町村が補助するという内容になっております。これにつきましては、
補助制度が改正されておりますけれども、今年に限って旧補助制
度でいくという流れの中で今回の村負担金が算定されているところ
をごさいます。今の見通しの中では来年度からは新制度の補助で対応して
いくというようなことになってごさいます。そうしますと前々年度の乗
車密度を勘案していくというような形になるものですから、前々年度と
いうと当時、乗車密度が5.0だったのです。そんなことで割り増しの町
村負担が出てこないということで24年度につきましてはもあくまでも
シミュレーションでありますけれども、市町村負担が13,850千円で村
負担が1,609千円ということで約1,000千円程減額になる見通しでござ
います。ただ、それ以降になりますと今年の4.7の乗車密度が算定の中
に入ってくるものですから加算されて市町村負担が出てくるというこ
とで、今年のような2,000千円台、更には3,000千円台、4,000千円台
ということで少子化等の影響で乗車される方が年々減ってきていると
いうことで、市町村負担も年々増加していくというようなシミュレーシ
ョンになっていると思います。

その中で昨年は140千円程度の負担だったのですけれども、その当時
の今後、高額な町村負担が発生するだろうということで利用の促進とか
減便のこともについても検討していかなければならないだろうというこ
とだったのですけれども、制度内容が1年先送りされていたというこ
とで少し様子を見ていこうという中で推移はしてきたのですけれども、再
来年以降は市町村負担が増額されるものですから、利用の促進も含めて
減便もやむなく検討せざるを得ないかなということで新年度に向けて
は、その部分を関連市町村で検討せざるを得ない状況になっておりま
す。

福祉灯油の関係につきましては、保健福祉課長から説明申し上げます。

議 長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

福祉灯油の支給事業の関係であります。過去19年度、20年度と支
給事業をやっております。今年度におきましても灯油が高騰したとい
うことで、この事業を実施するものでごさいます。

基本的には高齢者世帯等、低所得者いわゆる生活困窮者に対して灯油
の支給を行うものということをごさいます。対象者の関係でごさいます
が、高齢者世帯、世帯全員が65歳以上の世帯ということをごさいます。

また障害者世帯、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯、またひとり親世帯、母子、父子の世帯ということで、この3区分の世帯を対象とするものでございまして、なお非課税世帯ということで対象とするものでございます。住所要件的には平成23年12月1日から更別村に住んでいるということでございませぬ。村民に対しての周知関係につきましては、今回この補正がお認めいただいた折には今月の22日、広報等が全戸に配布予定ということになっておりますので、全戸配布のチラシを持って周知を図っていくということで考えておりますし、更に今回補正でもあげさせていただいておりますが、必要に応じては新聞等の折込によって周知を図り、漏れのないような形の中で事業を進めていきたいと考えているところです。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第77号、平成23年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

この際、暫時休憩いたします。

(14時35分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(14時45分)

議 長

日程第20、議案第78号、平成23年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第78号、平成23年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件でございます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ534,155千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,016千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410,095千円とするものであります。

今回の補正の内容であります。事業勘定の歳出から説明をさせていただきます。

8ページをお願い申し上げます。

事業勘定の歳出でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、2,991千円の追加であります。これにつきましては、本年3月から9月診療分の7か月分の給付実績と10月以降の給付費を推計いたしまして、必要額と思われる2,991千円を追加するものであります。項2の高額療養費につきましては、財源振替でございます。

次に歳入、7ページをお願いするものでございます。

款9 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、2,991千円の追加でございます。この内訳といたしまして、1の保険基盤安定繰入金、2,574千円の追加でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金保険税軽減分として1,955千円の追加、保険基盤安定繰入金保険者支援分として619千円でございます。これにつきましては一般会計で説明してございますので、説明を省略させていただきます。2の財政安定化支援事業繰入金につきましては82千円、これも一般会計で説明いたしております。交付税で措置された分を追加するということでありませう。4のその他、一般会計繰入金としては335千円、これは一般会計で説明しましたが、各種福祉医療無料化の波及分でございます。

次に診療施設勘定、歳出、13ページをお願い申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費におきまして1,539千円を追加するものであります。これも一般会計で説明してございますが、診療所の嘱託職員が退職いたしまして、後任として準職員を配置したものでありまして、その差額分を今般追加させていただくものであります。4の共済費で147千円、7の賃金におきまして1,057千円、19の負担金補助及び交付金で335千円となっております。内訳につきましては嘱託、臨時職員の分につきましては減、準職員の賃金につきましてはそれぞれ増、差し引きしての補正となっております。

款2 医業費、項1 医業費につきましては、15,477千円の追加であります。そのうち内訳といたしまして、目2 医薬品衛生材料費につきましては、14,949千円追加するものであります。これは11の需用費におきまして、同額追加するものでございますが、外来収入が現在のところ9%程伸びてございまして、それらに係りまして医薬品を追加するものであります。次のページ、目3 医療委託料でございますが、528千円の追加であります。これも検査等が伸びてございまして、今般追加させていただくものであります。

次に歳入、11ページをお願い申し上げます。

款1 診療収入、15,477千円の追加であります。項2 外来入院で14,775千円追加、これにつきましては、先程申し上げましたとおり、9%程外来収入が伸びてございますので、今般、追加をさせていただくものであります。

項3 その他診療収入、目1 諸検査等収入につきましても702千円を追

加させていただきます。各種診断料で 242 千円、各種予防接種診断料で 460 円の追加となっております。

款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入につきましては、276 千円の減額でございます。これにつきましては医師住宅の住宅料の積算に誤りがございまして、誠に申し訳ございませんが、今回減額させていただきます。調整するものであります。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、1,815 千円の追加でございます。歳入歳出のバランスから今般、財源補てん分として 1,815 千円追加させていただくものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第 78 号、平成 23 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 21、議案第 79 号、平成 23 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第 79 号、平成 23 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,277 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,742 千円とするものでございます。

補正内容につきまして、歳出から説明をいたします。

6 ページ、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、それぞれ 1,277 千円追加でございます。これにつきましては保険料収入、保険基盤安定負担金、広域連合の事務費負担金等、ルールに従って納付するものでござ

ございますが、納付額の確定によりまして今般、不足となりましたので追加させていただくものであります。

次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、1,803 千円の追加であります。今年度の 11 月までの実績によりまして補正をさせていただくものであります。目 1 特別徴収保険料におきましては 887 千円の減、当初は特別徴収と普通徴収の割合を特別徴収につきましては 45%、普通徴収につきましては 55%見込んでおりましたけれども、特別徴収につきましては、40%の割合となりました。今般、実績から 887 千円減額とさせていただくものであります。目 2 普通徴収の保険料におきましては 2,690 千円の追加であります。先程申し上げましたが、55%見込んでおりましたものが 60%となっておりましてございます。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、568 千円の減額であります。これは保険基盤安定繰入金として 321 千円の減、その他一般会計繰入金として 247 千円の減でございますが、それぞれルールに従って算定したものでございまして、今般それぞれ減額となるものであります。款 3 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金につきましては 42 千円の追加であります。これは前年度繰越金の追加でございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第 79 号、平成 23 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 22、議案第 80 号、平成 23 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長	<p>議案第 80 号、平成 23 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件でございます。</p> <p>第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 668 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,156 千円とするものであります。</p> <p>内容であります、歳出、6 ページをお願い申し上げます。</p> <p>款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費、668 千円の減であります。15 の工事請負費で 380 千円の減額となるものであります。これは説明にありますように水道メーター取替工事並びに仕切弁取替工事費がそれぞれ執行残として減額するものであります。17 の公有財産購入費につきましては 2 千円を追加させていただきます。これにつきまして高規格道路の整備を行っているわけではありますが、残地分の中に量水器の水道施設が含まれてございまして、残地処理ということで 39 平方メートル程買い上げるとございまして、残地処理ということでございます。18 の備品購入費、290 千円の減でございますが、これは施設管理用備品購入費の執行残でございまして、メーター器購入に係る執行残となっております。</p> <p>次に歳入 5 ページをお願い申し上げます。</p> <p>款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 水道費負担金、197 千円の減でございますが、これは給水工事の負担金、実績で減となるものであります。</p> <p>款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、471 千円の減となっておりますが、これにつきましては歳入歳出のバランスを取りまして財源補てん分として一般会計から繰り入れするものでございます。</p> <p>以上、提案理由といたします。</p> <p>ご審議方よろしくお願いを申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>質疑の発言を許します。</p> <p>（ありませんの声あり）</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>（原案賛成の声あり）</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 80 号、平成 23 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

議 長
村 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 81 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第 81 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 38,280 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 227,635 千円とするものであります。

第 2 項以下につきましては、ご参照賜りたいと存じます。

今回の補正の内容であります。歳出、9 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、302 千円の追加であります。27 公課費で消費税の概算の計算をいたしますと、本年度支払分が 302 千円程不足すると見込まれますので今般追加をさせていただくものであります。

款 2 事業費、38,582 千円の減額でございます。項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費におきまして、21,965 千円の減となっております。これにつきましては 13 の委託料で 493 千円の減、15 の工事請負費で 21,472 千円の大きな減となったものであります。これにつきましては施設内の太陽光発電施設の執行残でございます。設計の委託料として 493 千円の執行残、工事費におきまして太陽光発電設置工事費 21,472 千円の執行残となったところであります。項 2 農業集落配水施設整備費につきましては、財源振替でございます。項 3 個別配水処理施設整備費につきましては、16,617 千円の減、目 1 個別配水処理施設整備費につきましても同額でございます。これにつきましては 13 の委託料で 542 千円の減、15 の工事請負費で 16,075 千円の減でございます。それぞれ執行残でございますが、今年の整備につきましては当初 15 基見てございましたが、現在のところ 10 基の整備にとどまると見込まれてございますので 5 基分の減額をするものであります。

次に歳入 7 ページをお願い申し上げます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金におきまして 432 千円の追加であります。内訳として、目 1 下水道事業分担金につきましては 328 千円、目 3 農業集落排水事業分担金につきましては 35 千円の追加であります。それぞれ分割納入で当初見ていたものが一括納付が増えたということでございます。それぞれ追加をさせていただくものであります。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金につきましては、13,477 千円の大幅な減となるものであります。これは太陽光発電設置工事費におきまして入札による執行残ということで、その減額に合

わせて補助金も減額になるものでありまして、減額とするものであります。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、135千円の減額であります。それぞれ歳入歳出のバランスを取って調整をするということでもあります。

7ページ、款7村債、25,100千円の減、その内訳といたしまして、目1下水道事業債におきましては7,500千円の減、目2過疎対策事業債におきましては17,600千円の減としてございます。下水道事業債におきましては、個別排水処理施設の事業分で、先程申し上げましたとおり5基事業減となっております。これに係って7,500千円減額とするものであります。続いて過疎債でございますが、個別排水処理整備事業としては4,100千円の減、二酸化炭素排出抑制対策事業、これは太陽光の施設でございますが、これに係る部分といたしましては13,500千円の減となるものであります。

次に4ページをお願い申し上げます。

第3表、地方債の補正でございまして、先程歳入で申し上げましたとおり、下水道事業債につきましては、補正前の予算から7,500千円減りまして7,800千円となるものであります。また過疎対策事業債につきましても補正前の予算から17,600千円減の31,100千円となります。合計で補正前は64,000千円見てございましたけれども、補正後は38,900千円となるものであります。

次に3ページをお願い申し上げます。

第2表、債務負担行為の補正でございまして、ここに掲げております3つの委託につきましては、3か年をひとつの期間といたしまして、契約し、管理を委託しているものでございますが、今年度いっぱい切れるということから、平成24年度から平成26年度までの3か年の債務負担行為を起こして執行していくものでございます。浄化センター維持管理委託料につきましては、限度額を55,581千円、上更別浄化センター維持管理委託料につきましては2,826千円、個別排水処理施設維持管理委託料につきましては25,886千円と限度額を定めております。なお個別排水処理の基数でございますけれども、194基を見込んでいるものであります。合計で84,293千円としております。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

議 長

議 長

議論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)
 議 長 これで討論を終わります。
 これから議案第 81 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計補
 正予算 (第 3 号) の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)
 議 長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
 議 長 日程第 24、意見書案第 7 号、TPP 協定交渉参加に向けた「関係国との
 協議開始」に関する要望意見書の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 4 番 松橋さん
 4 番松橋議員 TPP 協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する要望意見
 書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いた
 だき、要点のみ申し上げます。
 農林水産業を基幹産業とする十勝において、関税撤廃を原則とする
 TPP 協定が締結され、何ら対策がなされなかった場合には、農林水産業
 のみならず、関連産業を含め 5 千億円を超える損失と 4 万人の雇用が失
 われると予想され、地域そのものが立ちゆかなくなる恐れがあります。
 さらに医療、公共事業、金融、雇用など様々な分野の影響は、国民生
 活の根幹にもかかわる問題であり、多くの国民が交渉への参加に反対・
 慎重な対応を強く求めていたにも関わらず、国民合意がないまま、交渉参
 加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて
 遺憾です。TPP 協定には参加しないことを重ねて強く要望するため、別
 紙意見書を、本多議員の賛成を得て提出するものです。
 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。
 (ありませんの声あり)
 議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 議論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)
 議 長 これで討論を終わります。
 これから意見書案第 7 号、TPP 協定交渉参加に向けた「関係国との協
 議開始」に関する要望意見書の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第25、意見書案第8号、地域医療と国立病院の充実を求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
5番 久門さん

5番久門議員 地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。
長寿世界一を誇る日本の医療現場は、看護職員などの労働環境の厳しさの中、深刻な人手不足になっています。
また、全国的には、公的病院の閉鎖など、地域医療が崩壊しかねない事態が生じています。国立病院は、民間では困難な分野を担い、地域医療でも重要な役割を果たしていますが、「経営合理化」を求める意見が出され、「事業規模の縮小、再編など」のとりまとめがされました。
住民が、いつでも・どこでも・だれでも、安心して医療を受けることができる、地域医療と国立病院の充実を求め、別紙意見書を、高木議員の賛成を得て提出するものです。
ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第8号、地域医療と国立病院の充実を求める意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。
おはかりいたします。
議事の都合により12月10日から12月15日までの6日間休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、12月10日から12月15日までの6日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(15時25分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 12 月 9 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 松 橋 昌 和

同 議員 久 門 尚 二